

I 法人の概要

※令和6年3月31日現在（ただし、(10)職員の状況は令和5年6月1日現在）

(1) 法人の名称

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

(2) 設立目的

農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、普及、技術開発、技術支援等を行い、もって道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与する。

(3) 設立の根拠となる法律名

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

(4) 事業内容

- ①農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、技術開発を行うこと。
- ②前号に掲げる業務に関する普及及び技術支援を行うこと。
- ③試験機器等の設備及び施設の提供を行うこと。
- ④前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(5) 資本金の状況

（単位：千円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
道出資金	25,294,211	0	0	25,294,211
資本金合計	25,294,211	0	0	25,294,211

(6) 役員の状況

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	小高 咲	自 R4.4.1 至 R7.3.31	総括	元(株)北海道二十一世紀総合研究所取締役副社長

理 事	横田喜美子	自 R5.6.1 至 R6.3.31	経営管理担当	元北海道総合政策部 参与
理 事	丸谷 知己	自 R4.4.1 至 R6.3.31	研究戦略担当	元北大大学院農学研究 院長兼大学院農学 院長兼農学部部長
理 事	鈴木 大隆	自 R4.4.1 至 R6.3.31	研究事業担当	元建築研究本部長兼 北方建築総合研究所 長
監 事	折原 博樹	自 R4.9.13 至 令和6年 度財務諸表承 認の日まで	監査	元有限責任監査法人 トーマツ

(7) 事業所等の所在地

【法人本部】：札幌市北区北19条西11丁目 北海道総合研究プラザ

【農業研究本部】

中央農業試験場：夕張郡長沼町東6線北15号
水田農業部：岩見沢市上幌向町216番地
遺伝資源部：滝川市南滝の川363-2
上川農業試験場：上川郡比布町南1線5号
道南農業試験場：北斗市本町680番地
十勝農業試験場：河西郡芽室町新生南9線2番地
北見農業試験場：常呂郡訓子府町字弥生52
酪農試験場：標津郡中標津町旭ヶ丘7番地
天北支場：枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目2番地
畜産試験場：上川郡新得町字新得西5線39番地1
花・野菜技術センター：滝川市東滝川735番地

【水産研究本部】

中央水産試験場：余市郡余市町浜中町238番地
函館水産試験場：函館市弁天町20番5号

釧路水産試験場 : 釧路市仲浜町4番25号
 調査研究部 : 釧路市浜町2番6号
 網走水産試験場 : 網走市鱒浦1丁目1番1号
 加工利用部 : 紋別市港町7丁目8番5号
 稚内水産試験場 : 稚内市末広4丁目5番15号
 栽培水産試験場 : 室蘭市舟見町1丁目156番3号
 さけます・内水面水産試験場 : 恵庭市北柏木町3丁目373番地
 道東センター : 標津郡中標津町丸山3丁目1番地10

【森林研究本部】

林業試験場 : 美唄市光珠内町東山
 道南支場 : 函館市桔梗町372-2
 道東支場 : 上川郡新得町字新得西5線39番地1 畜産試験場庁舎内
 道北支場 : 中川郡中川町字誉300
 林産試験場 : 旭川市西神楽1線10号

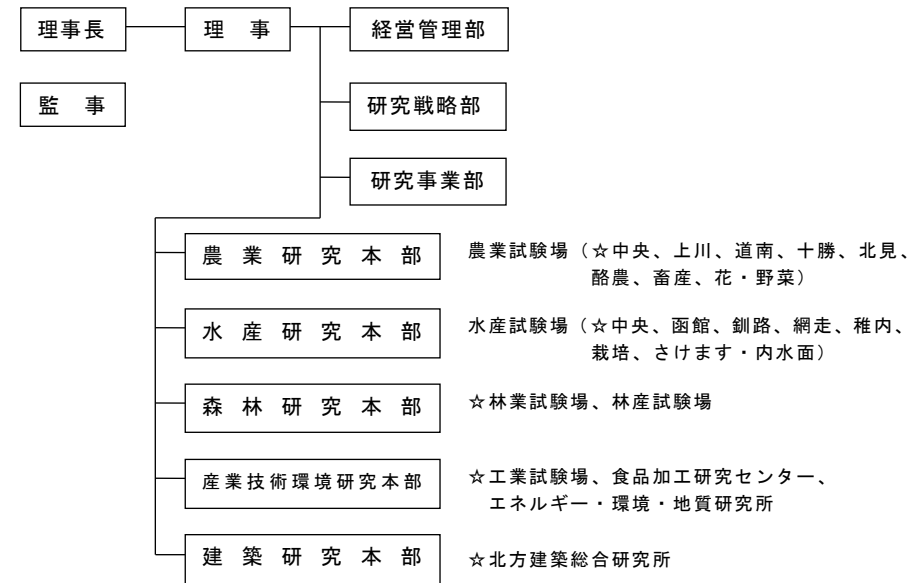
【産業技術環境研究本部】

工業試験場 : 札幌市北区北19条西11丁目
 食品加工研究センター : 江別市文京台緑町589番地4
 エネルギー・環境・地質研究所 : 札幌市北区北19条西12丁目
 地域地質部 沿岸・水資源グループ : 小樽市築港3番1号
 道東地区野生生物室 : 釧路市仲浜町4番25号 釧路水産試験場庁舎内
 道南地区野生生物室 : 檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山振興局内

【建築研究本部】

北方建築総合研究所 : 旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
 建築性能試験センター : 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟

(8) 組織



※ ☆印：研究本部の企画等を担う組織

(9) 沿革

道立試験研究機関は、道民生活の向上や道内産業の振興を目指して、研究開発等を行い、その成果を道民に還元してきたが、近年の道民ニーズの複雑化、多様化などの情勢等を踏まえ、道立試験研究機関が果たしてきた機能の維持・向上を図り、これらの変化に対応できる組織とするため、平成22年4月1日に22の試験研究機関を統合して、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）を設立した。

現在、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野や地域における課題等に対応した研究開発、技術支援等を実施している。

(10) 職員の状況（令和5年6月1日現在）

常勤職員は、1,093人（前年度同期比5人減少）であり、平均年齢は46.1歳となっている。

(11) 理念

道民生活の向上及び道内産業の振興に貢献する機関として、未来に向けて夢のある北海道づくりに取り組みます。

【使命】

わたしたちは、北海道の豊かな自然と地域の特色を生かした研究や技術支援などを通して、道民の豊かな暮らしづくりや自然環境の保全に貢献します。

【目指す姿】

わたしたちは、世界にはばたく北海道の実現に向け、幅広い産業分野にまたがる試験研究機関としての総合力を発揮し、地域への着実な成果の還元に努め、道民から信頼され、期待される機関を目指します。

【行動指針】

わたしたちは、研究者倫理や法令を遵守し、道民本位の視点とたゆまぬ向上心を持って、新たな知見と技術の創出に努めるとともに、公平かつ公正なサービスを提供します。

(12) 第三期中期目標（期間：R2.4.1～R7.3.31）

- ① 研究の推進及び成果の普及・活用
- ② 知的財産の管理・活用
- ③ 総合的な技術支援の推進
- ④ 連携の充実強化
- ⑤ 広報機能の強化

Ⅱ 総括実績（令和5年度）

（１）総括

本法人は、平成22年に22の道立試験研究機関を統合して発足後、おおむね順調に運営を行っている。14年目である令和5年度は、第3期中期計画の4年目として、これまでの実績や、この間の社会情勢の変化、科学技術の進展などを踏まえ、取り組むべき課題の選択と集中の観点に立って、総合的、戦略的に研究開発を推進し、「自立的な経済活動が展開される地域社会の実現」、「資

源・エネルギーを最大限活かした循環型地域社会の創造」、「安全・安心で持続可能な地域社会の形成」に貢献することを目指して、戦略研究や重点研究をはじめとした分野横断的な研究の推進や外部の機関と連携した事業の実施、道総研活動のPRや各種業務の効率的な実施に積極的に取り組んだ。

研究の状況として、道の重要な施策等に関わる分野横断型の研究である戦略研究については、道総研内の複数の試験場等や企業、大学等が連携し、『近未来の社会構造の変化を見据えた力強い北海道食産業の構築』『地域特性に応じた再生可能エネルギー供給と省エネルギー技術の社会実装』『持続可能な農村集落の維持・向上と新たな産業振興に向けた対策手法の確立』の3課題を実施した。

また、事業化・実用化を目指す重点研究については23課題に取り組んだほか、外部資金による研究や経常研究等を推進した。

全体として、各研究を着実に推進した。

研究課題の設定に当たっては、研究課題調査等により、道内の経済・社会、暮らしなどにおける幅広い分野の課題や研究ニーズを把握するとともに、道の施策や道民ニーズ、社会情勢の変化等に対応しながら、分野横断的な研究開発や実用化に繋がる研究課題を立案し、「令和6年度研究展開方向」として整理することで、研究資源の選択と集中を図った。

研究課題の実施に当たっては、外部有識者の意見を取り入れ課題検討を行うとともに、事前評価によって実施する課題を決定した。また、実施中の課題についても、中間評価により研究内容を見直す等、進行管理を適切に行った。

得られた研究成果は、オンラインを活用した研究成果発表会や研究会、刊行物、ホームページ等により普及に努めた。

知的財産については、知的財産審査委員会を設置し、重要な知見、新技術についての知的財産権取得の適否、保有する特許権等の維持の必要性の審査を行うなど、知的財産の適切な管理を行った。また、知的財産に係る支援団体と連携して開放特許情報の発信や企業訪問など利用促進を図った。

技術支援については、総合相談窓口及び各研究本部・試験場等において、各種の技術的な相談に対応するとともに、技術指導や依頼試験、試験機器等の設

備の使用を開放する設備使用等を実施した。

外部機関との連携については、新たに研究分野別連携協定を1件締結するとともに、連携協定機関との共同研究や技術支援の実施、企業等への支援体制を拡充するなど、連携による取組を進めた。また、連携コーディネーターとして外部機関の人材6名に委嘱し、研究や普及等の事業を推進した。

広報活動については、ホームページやメルマガに加え、フェイスブックやYouTubeを連携させて効果的な情報発信に努めるとともに、報道機関への情報発信を行った。

また、連携協定先と共催した「知活（ちいき）ゼミナール」のほか、サイエンスパーク、カルチャーナイト、ビジネスEXPO等のイベントを活用し、道総研の研究成果や活動内容を道民や企業等へ伝える取組を行った。

業務運営については、効果的・効率的な組織運営に向けて、各研究本部の要望等を踏まえ、必要な予算や人員等を配分したほか、戦略的・重点的に展開する研究課題への予算や人員等の重点的な配分などに取り組んだ。

組織体制の改善については、効果的・効率的な研究の推進に資する組織体制について、「総合力」「高度化」「効率性」「継続性」の4つの視点から多角的に検討し、研究体制の強化に向けて、各研究本部の要望等を踏まえるとともに、組織体制の見直しを行った。

また、道民や利用者からアンケート調査等により意見をいただき、業務の改善を図るとともに、市町村、関係団体等との意見交換を行い、助言等を踏まえるなどして業務運営等について検討等を行った。

令和5年度決算においては、約3億1千万円の当期末処分利益（剰余金）が生じた。

（２）計画の全体的な進捗状況

令和5年度の年度計画の進捗状況を把握するため、全52項目について自己点

検評価を行った結果、A評価49項目（94.2%）、B評価3項目（5.8%）となり、全体として概ね計画どおり取組を実施し、一定の成果を上げることができた。

各項目の進捗状況は次のとおり。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1分野（30項目）は、A評価27項目（90.0%）、B評価3項目（10.0%）となり、研究成果の発信・普及、技術相談、技術指導等の実施及び依頼試験、設備使用等の実施を除き、おおむね計画どおりに取組を実施した。

主な内容は次のとおり。

1 研究の推進及び成果の普及・活用

(1) 研究ニーズへの対応（No. 1）

- ・研究課題調査については、企業や行政、関係団体との連絡会議や意見交換会、道総研ホームページの専用フォーム等から、研究ニーズを収集した。また、調査結果について、道総研ホームページで概要を公表した。
- ・把握したニーズを道総研内部で情報共有を図りながら、研究テーマとして検討を行い、大規模災害からの事前復興に資するまちづくり施策に関する調査研究に関するニーズ等を課題化した。

(2) 基盤的な研究、実用化を推進する研究等の実施（No. 2）

- ・基盤的研究をはじめ、実用化・事業化につながる研究として全615件の研究課題に取り組み、このうち、重点化を図る研究として26件（戦略及び重点）の研究課題に取り組んだ。
- ・AIやIoT等の先端技術を活用した研究として、映像から摂餌状態やストレスによる異常行動を機械的に抽出するため、陸上水槽内の魚の行動を自動撮影し、動きを数値化する技術や文章の特徴を数値化して似ている文章を検索する質問応答AIを開発するなど積極的に取り組んだ。
- ・「道産コーンウイスキープロジェクト」及び「道産養殖サーモンプロジェクト」をプロジェクトへの参画企業・団体とともに推進した。また、チャレン

ジプロジェクトの新規テーマの企画・検討を実施した。

(3) 研究の重点化 (No. 3)

- ・重点的に取り組む研究推進項目において、分野横断的に実用化や事業化につながる研究開発を戦略的・重点的に展開し、成果を得ることができた。

ア 高品質・高品位な食料安定供給技術の確立と食関連産業の振興

原料生産の省力化に向けて、シイタケなどを素材に、選別作業用の試験機を改良した。また、道産素材の特長を活かした食品製造に向けて、道産穀類を活用した製菓・製パン素材の実需者評価を行った。さらに、消費者の利便性を向上させる食品製造に向けて、ホエイパウダーを用いて下拵えの手間を省いた水産加工品の開発を支援し、実用化した。

イ 再生可能エネルギーなどの利活用と循環型社会の構築

農業ハウスで利用している天然ガスを伴う二本の温泉井戸を対象に、温泉及び天然ガスの利用シナリオ別の温室効果ガス排出量を、天然ガス中に含まれているメタンを考慮して算定した結果、現在大気放散している天然ガスをコジェネレーション施設で利用することにより、現状よりも二酸化炭素換算で77%削減可能なことを明らかにした。

ウ 生活基盤と産業振興に支えられた安全・安心で持続可能な地域社会の実現

これからの地域運営を見据え、地元で管理される小規模水インフラの運営・再編の選択肢を客観的に比較・評価できる水インフラ運営再編支援システムを構築し、地域における水インフラ再編の検討に活用できるようにした。これらは自治体や地域住民らに活用されることで、持続可能な地域社会の実現に寄与する。

(4) 外部機関と連携した研究の推進 (No. 4)

- ・外部機関と連携して、「ヒグマ地域個体群生息数推定に係る調査研究」などの道受託研究、「住宅における暖冷房設備の運転方式の再整理の検討」などの公募型研究、「植物性素材を活用した菌床栽培技術の開発」などの一般共同研究、「令和5年度リンゴ育種研究に係る系統適応性・特性検定試験」などの受託研究に積極的に取り組んだ。

(5) 研究開発の推進方向

ア 農業に関する研究推進項目

(イ) 豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の振興 (No. 5)

- ・水稲における多収栽培技術及び省力・軽労化技術の確立については、「きらら397」、「そらゆき」よりも多収で、移植後の水田でのいもち病の薬剤防除を省略できる、中食・外食向け水稲新品種「そらきりり」の栽培特性を明らかにし、現行品種より安定多収となる栽培管理指標を示した。本成果は北海道内外の中食・外食向け需要米の安定供給や生産者の収益確保、環境負荷軽減に活用できる。
- ・牧草・飼料作物品種開発については、早生のチモシー品種「なつちから」と比べてマメ科牧草との混播適性に優れ、栄養価が高い「北見36号」を開発した。「なつちから」の全てと置き換え60,000haの普及を見込む。本成果は、草地の安定生産及び自給粗飼料の高品質化に寄与し、畜産経営の低コスト化に貢献できる。

(ロ) 環境と調和した持続的農業の推進 (No. 6)

- ・病虫害発生に対応したIPM（総合的病虫害管理）技術の開発については、これまで化学農業による防除で対応してきた大豆子実を加害するマメシクイガへの新たな防除手段として、大豆開花期1週間後以降（マメシクイガ発生前）～8月下旬に、青色LEDを使用し圃場全体を照度約1ルクスで終夜照射すると子実被害を抑制できることを明らかにした。本成果は有機栽培、特別栽培大豆圃場のマメシクイガ防除に活用される。
- ・効率的施肥法および有機質資源有効活用技術の開発については、有機物と化学肥料を一度の作業で同時施用可能であり、施肥作業省力化及び施肥設計の簡便化が期待できる堆肥入り複合肥料について、その特性と園芸作物に対する利用法を明らかにした。本成果はクリーン農業の推進に寄与する。

(ハ) 地域の特色を生かした農業・農村の振興 (No. 7)

- ・開発・実証技術の経済性評価と導入場面の検討については、大規模化に伴いオペレータ不足による生産性低下や変形圃場での資材の重複散布への対応が求められているため、トラクタ自動運転技術等の利用実態や効果を明らかにし、導入によって農業所得の増大が期待される判断基準や利用下限

面積を示した。本成果は自動操舵システム及び可変作業機（農薬や肥料などの散布量を圃場内で変えることのできる機械）を新規導入する際に活用できる。

イ 水産に関する研究推進項目

(ア) 地域を支える漁業の振興（No. 8）

- ・資源量が減少したホッケについて、調査船による各種調査データを分析し、加入量推定に利用できる複数の指標値を算出した。これらの指標値を取り込んだ資源量推定手法を開発し、小型魚及び産卵親魚保護など、海域や漁業種の垣根を越えた自主的資源管理方策の提案に活用した。この取組により2022年のホッケの親魚量は減少以前の水準にまで回復した。
- ・道産コンブの生産安定化を強化する技術開発については、計量魚群探知機を用いた音響計測手法によってコンブ類やホンダワラ類などの大型海藻群落を高い精度で判別し、コンブ漁場の位置や広がりをもより簡便に推定できる技術を開発した。この技術によって前浜の海藻繁茂状況を見える化して有効に資源利用できるほか、雑海藻駆除などの藻場造成対策を効果的に実施することが可能になり、成果は道内の天然コンブ漁場で活用される。

(イ) 新たな資源の有効活用と高度利用の推進（No. 9）

- ・ヤマトシジミの品質向上・調理簡素化に向け、出荷前の短期蓄養を検討した。1%食塩水で蓄養することで貝の活力低下を抑えながら、うま味成分を向上させることができた。また簡易に導入できる循環濾過蓄養システムを開発し、生産現場での大量処理を可能とした。これらの成果は、道産シジミの高付加価値化技術として活用される。

(ウ) 自然との共生を目指した水産業の振興（No. 10）

- ・近年、サケの増殖事業の継続が遺伝的多様性や放流魚の野外での生残率に影響するとの指摘があり、自然産卵魚の保全が重要と考えられている。遡上していない河川にサケを放流・産卵させたところ、再生産効率（卵から稚魚までの生残）は約5%であったが、放流数が多くなると掘返し等により半分以下に減少することが明らかとなった。

ウ 森林に関する研究推進項目

(ア) 森林資源の循環利用による林業及び木材産業の健全な発展（No. 11）

- ・地域材の総合利用の推進については、道産建築材における製材、集成材、プレカットの各工程が分断されていることによる高コスト体質の改善に向け、開発した事業採算性評価ツールを用い、各工程の事業統合・連携及び規模拡大によるコスト優位性を定量的に明らかにした。得られたツール及びデータは、木材産業事業者の採算性向上の検討に活用される。
- ・森林資源の把握と将来予測のための技術開発については、市町村単位で人工林資源の長期推移や持続可能性を把握するため、カラマツ、トドマツ人工林を対象とした資源持続可能性の評価ツールを開発した。この成果は、道や市町村において人工林資源の管理方針や利用計画を策定する際に活用される。

(イ) 森林の多面的機能の持続的な発揮（No. 12）

- ・防災林・環境林の造成・整備技術の開発については、防風林の管理において減風機能と絶滅危惧チョウ類保全の両立を目指し、生息地での絶滅危惧チョウ類やその餌となる食草の調査、防風林の管理実態の調査を行った。この結果は、次年度の調査結果とあわせて絶滅危惧チョウ類の生息に適する防風林管理に活用される。

エ 産業技術に関する研究推進項目

(ア) 持続可能な地域づくりを支える産業の振興（No. 13）

- ・金属材料及び加工技術の開発については、パンチプレスの加工条件を導出するシミュレーション及び金型に取り付けたセンサの出力から、プレス製品の反り量等の加工状態を推定する手法を開発し、これを用いることで目標値以内の反り量を達成した。これらの成果は、より高い品質が求められる自動車、航空機内装部品等の分野へ参入を目指す道内企業において、競争力を高める生産技術として活用される。
- ・粉体処理技術を用いた製品開発については、セルロースなどの天然多糖類に北海道産の天然鉱物を加え、振動ディスクミルで粉碎して従来より細かい粉体を得る粘土粉碎法を開発し、セルロースやキチン由来のオリゴ糖を高効率で製造できることを確認した。これらの成果は、道内の有機未利用資源の有用活用及び新産業の創出に活用される。

(イ) 成長力を持った力強い食関連産業の振興 (No. 14)

- ・カレー、シチュー等の加工食品を10℃で12週間保存するために必要な加熱殺菌条件、並びに当該条件下でニンジン等の農産具材が良好な食感を保つための前処理方法を開発した。これらの成果は、道内加工食品製造企業において、長期間の保存性と農産具材の良好な食感を兼ね備えた冷蔵加工食品の製造に活用される。

オ エネルギー・環境・地質に関する研究推進項目

(ア) 再生可能エネルギーや循環資源などの利活用の推進 (No. 15)

- ・未利用エネルギー資源利用技術の開発については、モデル地域の富良野市で排出される農業用廃プラスチックの量や性状を明らかにするとともに、それを原料としたごみ固形燃料で燃焼試験を行い、良好な燃焼が可能な条件（空気や燃料の供給方法など）を把握した。これらの成果は、自治体等におけるごみ固形燃料利用の取組に活用される。

(イ) 生活・産業基盤を支える環境の保全 (No. 16)

- ・アライグマ防除に関する研究については、アライグマによる農業被害を防除するため、農地や畜舎における出没や被害発生状況の分析、防除のために電気柵を導入する試験を行い、被害の確認方法や対策手法、対策適期などを示した被害対策の手引きを作成した。手引きは、市町村や農協に提供され、農業従事者が実施する効果的な被害対策に活用される。

(ウ) 災害の防止及び地質資源の活用 (No. 17)

- ・人口減少下での地下水資源開発と維持管理手法の構築については、モデル地域である富良野、訓子府、函館において、水位・水質などの水資源情報を見える化したシステム「水資源Navi」を開発した。「水資源Navi」は専門家だけでなく水資源の利用を検討できるように、Webブラウザで閲覧できる仕様としており、水道事業担当者が水源の候補を把握するために活用される。

カ 建築・まちづくりに関する研究推進項目

(ア) 暮らし・地域・環境を育む建築・まちづくりの推進 (No. 18)

- ・防災教育の実践手法に関する研究については、津波発生時の都市部を想定

し、自動車や徒歩等の複数手段を組み合わせた避難モデルの構築とシミュレーションを行い、避難手段の違いによる避難成否の判定と手段の多様化による効果を評価した。これらの成果は、自治体の避難計画等の検討に活用される。

(イ) 省エネルギーと再生可能エネルギーの利活用の推進 (No. 19)

- ・省エネルギー建築物、建材、設備等の性能評価手法の構築については、既存住宅の断熱等改修に関して、省エネルギー化と室内温熱環境向上効果についての模型実験と数値解析を行うとともに改修コストについての調査を行い、改修によるエネルギー削減効果を明らかにした。これらの成果は、改修事業者や住まい手が改修手法を検討する際に活用される。

○ 研究推進項目別の実績 (No. 5～19)

区 分			課題数	実績額(千円)
農 業	No. 5- 7	3 項目	226	772, 953
水 産	No. 8-10	3 項目	95	408, 325
森 林	No. 11-12	2 項目	85	202, 456
産 業 技 術	No. 13-14	2 項目	64	100, 807
エネルギー・環境・地質	No. 15-17	3 項目	104	188, 903
建 築	No. 18-19	2 項目	41	90, 718

重点的に取り組む研究推進項目

区 分	課題数	実績額(千円)
食 関 連	261	928, 299
エ ネ ル ギ ー 関 連	35	84, 010
地 域 関 連	56	120, 668

(上記「研究推進項目別の実績」の内数)

(6) 研究ロードマップ (No. 20)

- ・各研究本部において、研究推進項目毎に研究・技術領域、取組内容、成果の普及、利用場面、アウトカムを記載して視覚化したものを道総研全体で共有し、ホームページで公表することにより、目標達成までの距離感や方向性を

再認識するとともに、新年度の研究課題の立案等における研究本部間の連携に活用した。

(7) 研究の評価 (No. 21)

- ・戦略研究や重点研究においては、学識経験者等を評価委員とする研究評価委員会における外部評価の結果に基づいて、事前・中間・事後評価に係る理事長による総合評価を行い、その結果を踏まえ、次年度の新規研究課題の決定、継続課題の研究内容の見直しを行った。
- ・経常研究等においては、研究課題検討会を開催し、外部有識者の意見を取り入れながら新規課題の必要性や研究の進捗状況、終了課題の研究成果の検討を行い、その結果を踏まえて各研究本部において評価を実施した。その結果に基づいて、新規課題の決定や継続課題の内容見直しを行った。

(8) 研究成果の発信・普及 (No. 22)

- ・新型コロナウイルス感染症の対策が進んだことや、オンラインを活用した研究成果や知見の発信に努めた結果、成果の公表件数は令和4年度より増加したが、令和4年度に続き数値目標を下回った。一方、行政や企業等で活用された成果の数は、令和4年度に続いて数値目標を大きく上回った。

主な取組は次のとおり。

- ・研究成果発表会や、企業、団体等を対象としたセミナー等は、対面またはオンラインと対面の併用により、研究成果や知見の普及に取り組んだ。
- ・「ビジネスEXP0」や「アグリビジネス創出フェア」など外部の機関が主催する展示会に参加して研究成果や知見のPRを行った。
- ・年報、技術資料等の各種刊行物や、令和4年度の主な研究成果をまとめた「研究成果の概要」を作成し、道庁本庁舎1階交流広場の常設展示コーナー等に配架、配布するとともに、フェイスブックで紹介したほか、ホームページやメールマガジン、学会等での発表、学術誌等への投稿により、研究成果や知見を広く発信し、研究成果の普及に取り組んだ。
- ・農業、水産、森林の各研究本部では、道の普及組織との連絡会議等を開催し、研究成果や知見に関する情報共有や、研究・普及活動の相互協力について意見交換を行い、研究成果は生産現場における現地指導に活用された。

2 知的財産の管理・有効活用 (No. 23)

- ・研究や技術支援等の成果として得られた重要な知見や新しい技術については、知的財産審査委員会において、技術の内容、活用見込みなどを踏まえ知的財産権取得の適否について審査し、出願が適当と認められる技術について特許出願等を行った。併せて、保有する特許権等の維持の必要性を審査し、活用が見込めない特許権等を整理するなどして、知的財産権の適切な管理を行った。
- ・道総研が保有する特許権等について、北海道知的所有権センターなど知的財産の支援団体と連携するなどして、企業等への特許等の利用の促進を図った。
- ・出願公表された品種について、道及び農業団体等と連携して新品種の利用の促進を図った。

3 総合的な技術支援の推進 (No. 24～27)

- ・総合相談窓口や各研究本部・試験場は、道民や企業等からの様々な技術的な問い合わせや相談に対応し、関連する技術や研究成果等の情報の提供や、技術指導や依頼試験、設備使用等への展開を図った。
- ・技術相談については、道民や企業等からの技術的な問い合わせや相談に対して、関連技術や研究成果等の情報を相談者に提供した。
- ・技術指導については、道総研の研究成果や知見等を用いて、技術的な問題の解決に向け指導を行った。
- ・課題対応型支援については、通常の技術指導に加えて、追加・補助的な試験、分析、測定、調査、評価等を実施した。
- ・技術審査については、書面や審査委員会において、公募型の研究開発事業に係る技術的な審査を行った。
- ・技術開発派遣指導については、製品・新技術の開発、生産工程の改善等を支援するため、職員を企業等に派遣し、指導を行った。
- ・依頼試験・設備使用の利用者の増加に向け、リーフレットを配布したほか、研修会、企業訪問を実施した。また、ホームページやメールマガジン等においてPRし、利用者の認知度や利便性の向上に努めた。全体の件数は令和4年度から減少し、数値目標を下回った。
- ・依頼試験については、企業等の技術開発、製品開発などを支援するため、企業等からの依頼に基づき、各種試験・分析・測定・調査等を行い、成績書を交付した。

- ・設備使用については、企業等の技術開発、製品開発などを支援するため、道総研の保有する試験設備や機器の貸し出しを行った。
- ・講師等派遣・依頼執筆については、講師や委員・アドバイザー等として、専門的見地に立った助言を行った。また、企業等からの依頼を受け、刊行物等に掲載する原稿を執筆した。

4 連携の推進（No. 28～29）

- ・新たに研究分野別連携協定（1件）を締結したほか、連携協定先との意見交換や事業実施に取り組んだ。事業の実施件数は数値目標を上回った。

主な取組は次のとおり。

- ・豊浦町と研究分野別連携協定を締結した。また、連携先との共同研究や講習者の受入れ、北海道イノベーションプラットフォームを通じた技術相談を行った。
- ・連携協定や連携コーディネーター等のネットワークを活用するため、連携協議会や研究交流会・展示会・セミナー等の開催を通じ人材交流や連携強化に取り組んだ。
- ・北海道総合研究プラザ等を拠点に研究会等を開催したほか、連携協定先である大学等と、対面もしくはオンラインで連携協議会を開催し、共同研究や技術支援等の連携に関する情報交換・意見交換を行った。

5 広報機能の強化（No. 30）

- ・広報機能強化のため、道総研ホームページ運用システムを見直し、更新しやすさの改善やスマートフォン向け表示への対応を行った。また、SNSの基礎を学ぶ広報研修を実施した。
- ・成果発表会について、報道機関への事前周知を積極的に行うことで、事前取材や当日取材、後日の報道につなげた。
- ・連携協定機関の刊行物への寄稿や、動画コンテンツ制作への協力、フェイスブックでの発信（特集記事の配信等）、YouTubeチャンネルからの動画配信等を行い、道総研の活動をPRした。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第2分野（6項目）は、A評価6項目（100.0%）となり、計画どおりに取組

を実施した。

主な内容は次のとおり。

1 業務運営の基本的事項（No. 31）

- ・効果的、効率的な組織運営を図る観点から、「予算編成方針」や「組織機構改正等にあたっての基本的視点」等を策定し、予算編成にあたっては「予算編成方針」に基づき、各研究本部と調整しながら必要な予算を措置し、人員については重点領域への積極的な配置を行うなど、理事長のマネジメントのもと、組織内の連携強化により組織の活性化を図った。
- ・令和4年度業務実績に対する評価が「やや遅れている」とされた、「研究成果の発信・普及」、「コンプライアンスの徹底」及び「情報セキュリティ管理」について、適切な取組を実施し、評価結果を業務運営に反映させた。
- ・重点的に取り組む研究課題について、積極的に予算措置や人員の配置を行った。

2 組織体制の適切な見直し（No. 32）

- ・高度で幅広い研究ニーズや課題に対応するため、研究体制や業務の執行体制の強化等が図られるよう、令和6年度組織機構改正に向け、次のとおり組織体制の見直しを行った。
- ・60歳以上の高齢期職員（管理職員から役職定年により降任した職員（役職定年後職員））及び暫定再雇用職員を含む。）について、これまでの勤務経験や専門性に基づいた弾力的な人事配置を行った。特に役職定年後職員については、即戦力として研究業務に従事することができるよう、降任前の職位に関わらず、降任後の新たな職（シニアアドバイザー）と主査の兼務を可能とした。
- ・研究企画機能と研究推進機能の統合を図ることにより、研究業務を一体的に推進するとともに、戦略的な第4期中期計画の策定・実行並びに道総研のプレゼンス向上を図るため、経営管理部に企画・広報室を新たに設置することとした。
- ・近年の地域課題の複雑・困難化に対応するため、工業試験場に新技術・新産業の創生に向けた研究を行う新室新技術創生研究推進室を設置し、道内企業への技術支援や人材育成、企業等へのアプローチ等を積極的に展開するため、ものづくり支援センターに研究成果展開グループを新設することとした。

3 業務の適切な見直し

(1) 事務処理の簡素化等 (No. 33)

- ・「事務改善に関するガイドライン」について、事務用品の購入にあたり、使用目的、必要性、経済性等を十分考慮し、購入するといった取組を含めて、現状の業務実態等を踏まえ、事務的経費の縮減に取り組んだ。また、現状の事務処理手順等を踏まえ、「会計手続きの手引」を改訂して職員ポータルに掲載し、職員への周知徹底を図った。
- ・グループウェアの各機能（「回覧・レポート」、「アンケート」機能等）やビジネスチャットツールを有効活用し、迅速な情報伝達・共有や意思決定を行うことで業務の効率化を図るとともに、ペーパーレス化の推進や対面での打合せや電子メールによる往復通信（照会と回答）の頻度が減るなど、副次的効果を発揮させ、簡素で効率的な業務運営に努めた。また、文書管理システムを導入し決裁事務が電子化されたことにより、決裁・文書検索業務の効率化・迅速化が図られたことに加え、テレワーク環境下においても決裁が可能となり、多様な働き方の推進も図った。
- ・役員会や運営推進会議などの主要会議について、引き続きWeb会議システム（Zoom）によるオンラインでの開催とし効率化を図ったほか、内部の打合せ等は大型ディスプレイにより資料を共有するなど、ペーパーレス化に努めた。

(2) 道民意見の把握及び業務運営の改善 (No. 34)

- ・各研究本部・試験場等における公開デーや成果発表会等のイベントにおいて、アンケート調査を行い、業務運営の改善を図った。
- ・技術支援制度や共同研究、受託研究の利用者、知的財産権の許諾先を対象にアンケート調査を行い、結果を分析して業務運営の改善を図った。
- ・市町村や関係団体を対象とするアンケート調査での道民・企業等からの意見・助言等を踏まえて、業務運営の改善に努めた。

4 職員の能力向上と人材の確保

(1) 職員の能力や意欲の向上 (No. 35)

- ・各研究本部・試験場等における成果発表会等のイベントにおいて、アンケート調査を実施し、業務運営の改善に向けた取組を実施した。

- ・「道総研におけるテレワークの試行に関する取扱要綱」に基づき、多様で柔軟な働き方として、テレワークシステムを活用したテレワークの取組を推進した。また、試行の取組により一定の定着が図られていることなどを踏まえ、試行期間を令和5年度で終了し、職員がより利用しやすい制度とするよう見直しを図った上で令和6年度から本格実施を図ることとした。
- ・人事評価制度に基づき、職員個々の能力及び業績の公正な評価を行い、成績上位者に上位区分での勤勉手当の支給や昇給を行ったほか、評価結果を昇任等に適切に反映し、職員の意欲向上が図られるよう努めた。
- ・令和6年度の定期人事異動に向けて、「令和6年度（2024年度）人事異動方針」を策定し、適材適所の人事配置を行った。また、「研究職員の広域的な人事異動取扱要綱」に基づき、研究本部間をまたぐ広域的な人事配置を行った。
- ・「表彰規程」に基づき、研究業績に係る職員表彰について知事賞と理事長賞の2区分で授与するとともに、30年以上職務に精励した職員に対し、永年勤続表彰を授与した。また、職務に関して、特に顕著な成果があった職員に対し、成績顕著表彰を授与した。なお、開催に当たっては、令和4年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として非対面、非接触となるようZoomを活用したオンライン方式により実施した。
- ・各研究本部長が、研究活動の実施において顕著な功績を挙げた又は多大な貢献を遂げた職員に対し表彰を行う研究本部長表彰を実施した。

(2) 人材の確保及び育成 (No. 36)

- ・調査研究体制の維持とさらなる発展を図るため、今後の研究の推進の方向性、退職者や再雇用者の動向及び職員の年齢構成などを見据えながら、「令和6年度（2024年度）研究職員採用計画」に基づき、採用試験を実施するとともに、研究職員の採用に至らなかった試験区分については、再募集採用試験を実施し、専門性の高い優秀な人材の確保に努めた。また、令和4年度に引き続き、これまでの専門性と既成概念にとらわれない幅広い視野を持ち、独自の課題発見や創造的な発想ができる人材を求めて、「複合領域」試験を実施した。
 - ・令和4年度に受験申込者拡大の取組として行った次の見直しや活動事項を引き続き実施し、優秀な人材の確保に努めた。
- ア 試験日程を1ヶ月程度前倒しし、早期に合格発表することで他の機関等と

の差別化を図り採用に優位に働くように取り組んだ。

- イ 採用保留制度（修士課程または博士課程修了まで採用時期を延長し留保する制度）を導入し、受験機会の確保及び優秀な人材の早期採用を図った。
- ウ 就職情報サイト「キャリアタスUC」及び「マイナビ」を活用し、就職情報を全国の学生及び転職希望者に発信した。
- エ 採用試験の募集要項を2月中旬から公表し、受験者への情報提供を早期化することで受験者の確保に努めた。
- オ 12月と2月に道総研独自の業務説明会を、また3月に採用説明会を開催し、各研究本部の若手職員がリクルーターとなり、働き方や研究内容などを具体的に説明することで、参加者への理解の深化に取り組んだ。
- カ 優秀な職員を幅広く採用するため、研究職員採用試験及び研究支援職員採用試験の1次試験に適性試験を採用し、受験方法にWEB受験を可能としたことで、受験者の利便性を向上させた。また、専門試験区分を大きくくり化するなど、応募者がより応募しやすい環境を整備した。
- キ 研究職員採用の第1次試験については、受験者の利便性を考慮し、東京においても会場を設定し試験を実施した。また、令和4年度から再募集試験においても、東京会場を設定し、試験を実施した。
 - ・令和4年度に初開催したインターンシップについて、令和5年度は各研究本部で完結する1 dayコースに加え、複数の研究本部へ参加する5 daysコースを開設するなど、道総研への理解を深める取組を実施した結果、計48名が参加し、事後アンケートでは「満足度88%」、「今後の業務説明等への参加希望60%（検討中を含めると95%）」となった。
 - ・民間との競合やなり手不足により、採用が困難となっている海事職については、通年募集に加え、これまで対面で行っていた二次試験をWEB面接とし、受験生の利便性向上に努めた。また、令和5年度から道外への業務説明会へ参加し、広報活動を積極的に展開するとともに、甲板及び機関の区分の海事職員の採用試験については、船舶職員養成施設以外の高等学校等を卒業又は卒業見込みの者も受験できるよう受験資格の見直しを行うなど、人材確保に努めた。
 - ・研究職員については、研究活動に影響を及ぼさないよう最新の退職動向を見据えて採用予定数の見直しを図り、可能な限り欠員を出さないよう、人材の確保に努めた。
 - ・「令和7年度研究職員採用計画」を策定し計画的な職員採用に努めた。

- ・各職務（階層）に必要な能力の向上等に係る研修を計画的に行うため、「職員研修計画」を策定し、新規採用職員研修をはじめ、新任主査級研修や新任研究部長級研修など、階層別に研修を実施した。また、令和5年度から新たに、採用2～4年目を対象とした研究課題立案研修及び高年齢職員を対象としたシニア層研修を実施した。
- ・業務に必要な専門知識、技術、資格等を習得させ、研究職員の技術力向上や研究機能の活性化を図るため、国内の大学、研究機関、企業等に研究職員を派遣またはオンライン形式により、実践的知識の習得やスキルアップ等の研修を行ったほか、研究職員の能力向上のため、知的財産や競争的資金の獲得等に関する専門的な研修（オンライン形式）を実施した。
- ・研究職員が課題を自ら提案し、競争的に経費を獲得して取り組む「職員研究奨励事業」の実施により、職員の技術力や資質の向上を図った。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

第3分野（6項目）は、A評価6項目（100.0%）となり、計画どおりに取組を実施した。

主な内容は次のとおり。

- 1 財務の基本的事項（No. 37）
 - ・財務諸表等の公表に当たっては、法定書類（財務諸表、事業報告書及び決算報告書）のほか、道民等が法人の財務内容等を容易に把握できるよう「決算の概要」を作成し、ホームページで公表して、透明性の確保を図った。
 - ・研究関連経費及び人件費分を除いた運営費交付金が前年度比1%縮減となる中でも業務運営に支障が生じないよう、事務的経費などの厳正かつ効果的・効率的な執行の徹底を盛り込んだ予算執行方針の策定などの取組を行った。
- 2 多様な財源の確保（No. 38～39）
 - ・研究に関し、国等が公募する競争的資金について、道総研内での情報の共有化を進めるとともに、申請に向けた研修を実施して応募する環境づくりを行い、積極的に外部資金の確保に取り組んだ。また、特許等の実施許諾や新品種の利用許諾については、北海道知的所有権センターなど知的財産の支援団体や農業団体等と連携し、技術普及イベントの活用により知的財産権のPR

や企業等とのマッチング活動を行い、積極的に知的財産収入の確保に取り組んだ。依頼試験や試験機器等の設備の提供については、申込様式をホームページや成果発表会、セミナー、展示会などで利用を促すPRを行うなど、自己収入の確保に努めた。

3 経費の効率的な執行 (No. 40～41)

- ・経費の執行に当たっては、年度執行計画を作成し、四半期ごとの計画的な執行額を設定するとともに、毎月、予算差引一覧表や合計残高試算表を活用し、役員会で収益や資金等の状況を確認するなど、計画的執行を図った。
- ・監査計画、内部検査及び内部監査計画に基づき、業務運営に関する監査や会計事務処理に係る検査及び公的研究費の適正な管理・執行を図るための内部監査を実施した。
- ・令和5年度予算執行方針を作成するとともに、道総研における基本的な会計手続きを記載した「会計手続の手引」の改訂を行い、職員ポータルに掲載したほか、道における官庁会計との違いを説明した「会計手続の手引（複式簿記編）」を用いた会計研修を実施し、情報の共有化を図った。
- ・「事務改善に関するガイドライン」に基づく取組を徹底するとともに、電力供給契約について競争入札を実施するなど、維持管理経費の縮減に取り組んだ。

4 資産の管理 (No. 42)

- ・預金口座出納簿を作成して、適正に資金管理を行うとともに、支払準備金等の余剰資金について、複数の金融機関による見積合せを行い、定期預金での資金運用を行った。
- ・出資財産である土地・建物や、研究設備・機器等を適切に管理するため、固定資産台帳の整備を行うとともに、有形固定資産の稼働状況の調査を実施した。
- ・資産の管理状況について、資産取得の事務及び資産の保全業務が適切に行われているかなどの観点から書面による検査を実施し、おおむね適切に管理されていることを確認した。
- ・遊休資産の有効活用を図るため、遊休資産リストを作成するとともに、研究設備の共同利用や機器の管理換を行った。
- ・「未使用の土地等の貸付に係る事務取扱要領」に基づき、中央農業試験場の

ほ場の一部について貸付（貸付期間R3～R7）を行った。

第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

第4分野（10項目）は、A評価10項目（100.0%）となり、計画どおりに取組を実施した。

主な内容は次のとおり。

1 施設・設備の整備及び活用 (No. 43～44)

- ・施設等整備計画に基づき、本部に設置したプロジェクトチームにおいて、第3期中期計画期間内に目標使用年を経過する大規模施設の更新や移転・集約に向けた検討を行った。また、中央農業試験場水田農業部庁舎を隣接する良食味米生産技術研究施設に集約、解体するなど具体的取組を進めた。
- ・北見農業試験場の建替等について、施設整備検討会を設置し、農業研究本部及び技術的に関連する道総研の研究部門と連携を図り、建替等を実施する道の関係部所と、基本設計や省エネ化等について情報を共有しながら検討を行った。
- ・各資産管理者が作成する施設等整備計画書により施設の現状を把握した上で、道の施設整備計画審査基準により建築物等の改修や修繕（更新）の必要性を判定し、空調設備の更新など計画的な修繕等を実施することにより、施設の長寿命化を図った。
- ・審査基準対象外の施設等については、劣化状況を把握し、審査基準に準拠して必要性を判定し、計画的な修繕等を実施した。
- ・各資産管理者が作成する施設等整備計画書などにより、施設の状況を把握し、現有施設の有効活用、庁舎の省エネ化、施設の集約化等ファシリティマネジメントの取組を進めた。

2 内部統制の整備

(1) コンプライアンスの徹底 (No. 45)

- ・所属における会議などにおいて綱紀粛正の徹底や「行動のルールとモラル」について周知するなど、再発防止に向けた取組を実施した。
- ・階層別研修（研究部長級、研究主幹級、主査級、新規採用職員）において、職員倫理、交通違反・事故の防止やハラスメントに関する講義を行った。ま

た、綱紀の保持等に関して各試験場等に機会ある度に通知するなど、役職員に対して法令遵守意識の定着強化を図った。

- ・ハラスメント対応能力の強化とコンプライアンス意識の向上を図るため、所属長に対し、外部講師によるトップセミナーなどの研修を実施したほか、全職員を対象としたeラーニング研修として、「コンプライアンス」「ヘルスケア」「コミュニケーション」の3コースの受講を義務づけ、実施した。
- ・内部監査計画に基づき、公的研究の適正な管理・執行を図るため、リスクアプローチ監査(不正が発生する可能性が高い要因に重点的に人員や時間を充てる監査)等を実施した。

(2)安全確保・リスク管理 (No. 46)

- ・「道総研安全衛生管理規程」に基づき、職員の安全と健康を確保するため総括安全衛生委員会を開催し、労働災害等の発生防止に向け、徹底を図ったほか、各試験場等において安全衛生委員会等を開催し、安全衛生に係る各種取組状況について意見交換を行い、安全衛生意識の向上を図った。
- ・巡回健康診断、人間ドッグ、婦人科健康診断、特別健康診断を実施し、職員の健康管理に努めたほか、職員のメンタルヘルス不調の未然防止を目的としたストレスチェック検査を実施するなど、職員の健康を確保する取組を行うとともに、職場の環境改善に取り組んだ。
- ・保健師が定期的に「健康だより」を発行することで、職員の健康増進の意識向上を図った。また、各試験場等へ保健師が出向いて開催する「健康づくりセミナー」を、異なるテーマで複数回開催し、職員の継続したセルフケアの実施を図った。
- ・階層別研修(新規採用及び新任主査(支援職員))において、新たに職場の災害リスク低減等を議題とした安全に関する講義を行った。
- ・幹部職員向けの安全衛生トップセミナーや全職員向けの交通安全講習会を実施したほか、安全管理を所掌する法人本部職員による安全パトロールを実施し、各試験場等の安全教育に取り組んだ。
- ・安全衛生の取組を一層強化し組織及び全職員の安全意識の高揚を図るため、新たに「安全管理者会議」を設置し、現場の責任者レベルで事故の詳細分析と情報交換を行った。
- ・イベントの開催に当たっては、各試験場等において作成したマニュアルを活用して事前に安全対策を講じるなど、事故等の未然防止に取り組んだ。

- ・「危機管理マニュアル」について、事故等発生の都度、各研究本部や各試験場等に「マニュアル」に則って事故速報を本部に提出するよう指示するなど、その周知・徹底を図った。
- ・毒物、劇物等の管理とその使用時の労働災害防止について、国内外約100の大学・試験研究機関で構成する化学物質管理ネットワークに加入し、当該機関の助言を得ながら各試験場において法令改正への対応を行った。

(3)情報セキュリティ管理 (No. 47)

- ・管理するサーバやパソコンのセキュリティソフトの定義ファイル(パターンファイル)が常に最新状態となるように設定し、運用保守業者と連携して監視を強化するとともに、不審メール等に対する注意喚起を行った。
- ・テレワークシステムの運用に当たっては、「道総研におけるテレワークの試行に関する取扱要綱」によるリモートアクセス環境におけるセキュリティ対策を行った。
- ・情報セキュリティポリシーに基づき、定期的を実施する情報セキュリティに関する職場研修及びセルフチェック並びに個人情報の適切な管理に関する職場研修を全職員に対して実施した。
- ・北海道警察本部サイバー攻撃担当部門を講師に招き、サイバー攻撃に関する講話・デモンストレーションを含むサイバー攻撃対策セミナーを集合研修で実施した。
- ・国(総務省)が定めた「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を参考に道総研情報セキュリティポリシーを全面改正し、組織体制の整備や職員等の責務の明確化など情報セキュリティ対策の強化を図り、職場研修を通じて周知した。
- ・本部及び各試験場等の情報セキュリティ管理者において、ハードウェアとソフトウェアを一元的に台帳化して管理ができるよう、IT資産管理システムを構築し、運用を開始した。

3 社会への貢献

(1)国際協力 (No. 48)

- ・海外からの視察団の訪日が再開し、JICAの研修事業に協力したほか、韓国の江原研究院やドイツのBBSR(連邦建設都市国土研究所)と研究交流を行った。

(2) 科学技術に対する道民等の理解の促進 (No. 49)

- ・視察や見学者については、道民、行政機関、学生の受入れを行ったほか、道内高校への出前授業を実施した。
- ・道民向けセミナーの内容については、当日の様子及び資料の動画を作成し、動画配信（YouTube配信）を行った。

(3) 災害等の対応 (No. 50)

- ・蘭越町で発生した水蒸気噴出への対応に係る取組として、産業技術環境研究本部において、北海道保健福祉部からの要請により、専門家として庁内連絡会議への出席、現地立ち入り調査への同行、大湯沼の水質モニタリングを実施したほか、地熱開発事業者が主催する蒸気噴出対策連絡会議（6回）及び蒸気噴出に関する環境影響評価委員会に出席し、対策工事や現況復元に関する助言などの技術支援を実施した。
- ・害虫「カシノナガキイムシ」によるナラ枯れ被害への対策に係る取組として、森林研究本部において、道からの要請により、被害木の現地確認と被害木処理に関する技術指導を行ったほか、森林総研と連携してナラ枯れ木の確定診断を行い、被害拡大防止対策会議にて原因害虫の捕獲状況、被害状況、モニタリング情報の報告と被害木処理に係る助言を行った。
- ・道の防災訓練の支援として、建築研究本部において、令和5年度北海道防災総合訓練（日高管内・十勝管内）における住民避難訓練に関わるデータ測定と普及動画作成に関わる技術指導を行った。
- ・全道各地で発生したヒグマ被害への対策に係る取組として、産業技術環境研究本部において、北海道や道内市町からの要請により、ヒグマによる人や家畜への被害や市街地への出没等発生時における専門家としての現地対応、北海道ヒグマ保護管理検討委員などの委員としての助言、ヒグマの生態や被害対策に関する講演など、38件の技術支援と62件の報道等取材対応を実施した。

4 情報公開 (No. 51)

- ・ホームページ等により、役員会、組織体制、財務に関する情報、研究、技術支援に関する取組など、法人運営等に関する情報を公開した。また、道総研メールマガジンやフェイスブック、道庁ブログ、YouTubeチャンネルなどの

SNSを活用し、広く道民への情報提供に取り組んだ。

5 環境への配慮 (No. 52)

- ・ペーパーレス化の推進について、マルチディスプレイや大型ディスプレイを活用した会議を実施するとともに、「事務改善に関するガイドライン」に基づき、節電などの省エネルギーの取組や、再生紙をはじめとする環境に配慮した製品を積極的に利用するグリーン購入の促進や、廃棄物の分別など、環境に配慮した業務運営を行った。